



日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓 殿



平成21年7月6日
全国青年税理士連盟
会長 菅原 祥元
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン401号
電話 03-3354-4162



「公認会計士の行う税務業務について」に対する意見

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて当連盟では、6月25日の貴会理事会において配布された、「公認会計士の行う税務業務について」という日本公認会計士協会の基本スタンス（以下、「協会スタンス」という。）について、その内容に税理士制度の本質に関わる問題点があることから、下記のとおり意見を述べさせていただきます。

貴会におかれましては、国民に信頼される税理士制度のため、規制改革会議での意見陳述等において適切に対応いただくことを望みます。

1. はじめに

日本公認会計士協会は、同協会発行の専門情報誌「会計・監査ジャーナル」（No.648 2009年7月号）掲載の協会スタンスにおける冒頭説明において、「税務業務を公認会計士の3本柱の業務の1つに位置づけている」としているが、税務業務は税理士の独占業務となっており、制度設計として現行法上明らかに矛盾している。

公認会計士の業務は、公認会計士法第2条第1項において「財務書類の監査又は証明をすることを業とする。」と規定されている。公認会計士は、財務書類を作成する際に必要な税額計算が適正に行われているかを監査するために税法知識を求められているのみであり、他人の求めに応じて行う税務業務（税務代理、税務書類の作成、税務相談）を業とはしていない。このことは、公認会計士試験において、租税法が単なる一科目としてのみ構成されていることから明らかである。

2. 税理士業務の本質について

協会スタンスでは、税理士業務を納税代理と称しその本質を「納税代理者の任務は、納税者が正しい申告書を提出することができるように、最善の努力を払って納税者を助けることであり、申告書を法律的に正しいものと認証することは本来の業務ではなく、その認証は税務行政の権限において行われるものである。」としているが、この理解は大きな誤りである。

そもそも申告納税制度は、国民主権のもと納税者が自ら租税債務を確定することを認めた制度である。税理士は納税代理者ではなく、租税法律主義のもと納税者の代理人として法解釈を行い納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。

協会スタンスでは、その法解釈を課税庁に委ねており、申告納税制度及び税理士の代理人としての立場を誤って捉えている。

3. 歴史的背景および国際比較について

公認会計士に対する税理士資格の付与については、税理士制度導入期において、一定数の確保を目的とするために行われた。現在、税理士登録者は相当数に達しており、その役割は既に終わっている。また、協会スタンスにおいて、国際比較が述べられているが、税制はその国の文化、風土から成り立っている側面がある。それを担う職業群に対して、一律に論じるべきではない。

4. おわりに

我が国においては、税理士法制定（昭和 26 年）以降、税務に関する業務は税理士の独占業務とされ、税理士制度は納税者の権利を擁護し、納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。その崇高な使命ゆえに、税理士法においては、第 4 章（税理士の権利及び義務）、第 5 章（税理士の責任）、第 6 章（税理士会及び日本税理士会連合会）が規定されており、現在の日本における円滑な租税制度の構築に寄与している。

日本公認会計士協会は、結論において「公認会計士は自らの資格をもって、租税の分野においてもその社会的責務を果たすべきである。」としているが、税理士以外の者が税務業務を行うことは、税理士法の範囲の及ばない者が存在することになり、納税者に不測の損害を与えかねない。これは、平成 13 年税理士法改正により許可公認会計士制度が廃止された趣旨からみても明らかである。今回の日本公認会計士協会の基本スタンスには、事実誤認があり、我が国の租税制度に混乱を来す恐れが多く、強く反対する。